

平成25年度東京都税制調査会

第3回 小委員会

〔個人所得課税に関する資料〕

平成25年7月22日

個人所得課税に関する資料 目次

資料名	資料番号	頁
所得税、個人住民税の概要	1	1
所得税、個人住民税の税収の推移	2	3
社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年8月10日成立）の抜粋	3	4
所得税、個人住民税の税率構造	4	6
所得税、個人住民税の税率の推移	5	7
所得控除の概要	6	8
世帯別の課税最低限及び非課税限度額	7	9
個人所得課税の国際比較	8	10
給与収入階級別の個人所得課税負担額の国際比較	9	11
課税単位の類型	10	12
主要国における配偶者及び被扶養親族に対する主な税制上の配慮措置	11	13
わが国及び欧米諸国の生命保険料、損害保険料及び地震保険料控除制度の概要	12	14
主要国における公的年金税制	13	15
再分配効果の国際比較	14	16
金融所得課税の一体化の拡充（平成25年度改正）	15	17
社会保障・税番号制度の概要	16	18
主要国における税務面で利用されている番号制度の概要	17	19
市町村の税務部局による個人所得課税情報の名寄せ（番号制度導入前）	18	20
「番号制度」を個人住民税で利用する場合のイメージ	19	21

所得税の概要

項目	内容																					
趣旨等	○ 個人の1年間(暦年)の所得に応じて課される税																					
課税主体	○ 国																					
納税義務者	○ 日本国内に住所がある個人で、所得のあった者 ○ 日本国内に住所がないが、国内で生じた所得のあった者 など																					
課税方式	○ 申告納税方式 (納税者又は源泉徴収義務者の申告、年末調整により、税額を確定)																					
課税標準	○ 所得金額(現年)																					
税率	<table border="1"> <thead> <tr> <th>課税総所得金額等</th> <th>税率</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>195万円以下</td> <td>5%</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>195万円を超え、330万円以下</td> <td>10%</td> <td>97,500円</td> </tr> <tr> <td>330万円を超え、695万円以下</td> <td>20%</td> <td>427,500円</td> </tr> <tr> <td>695万円を超え、900万円以下</td> <td>23%</td> <td>636,000円</td> </tr> <tr> <td>900万円を超え、1,800万円以下</td> <td>33%</td> <td>1,536,000円</td> </tr> <tr> <td>1,800万円超</td> <td>40%</td> <td>2,796,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成27年分の所得から、課税所得4,000万円を超える部分の税率を45%に引き上げ。</p> <p>(例) 課税長期譲渡所得金額 一律 15%</p>	課税総所得金額等	税率	控除額	195万円以下	5%	0円	195万円を超え、330万円以下	10%	97,500円	330万円を超え、695万円以下	20%	427,500円	695万円を超え、900万円以下	23%	636,000円	900万円を超え、1,800万円以下	33%	1,536,000円	1,800万円超	40%	2,796,000円
課税総所得金額等	税率	控除額																				
195万円以下	5%	0円																				
195万円を超え、330万円以下	10%	97,500円																				
330万円を超え、695万円以下	20%	427,500円																				
695万円を超え、900万円以下	23%	636,000円																				
900万円を超え、1,800万円以下	33%	1,536,000円																				
1,800万円超	40%	2,796,000円																				
復興特別 所得税	<p>○ 納税義務者 …… 所得税を納める義務のある者</p> <p>○ 基準所得税額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>基準所得税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">居住者</td> <td>非永住者以外の居住者</td> <td>全ての所得に対する所得税額</td> </tr> <tr> <td>非永住者</td> <td>国内源泉所得及び国外源泉所得のうち国内払のもの又は国内に送金されたものに対する所得税額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">非居住者</td> <td>国内源泉所得に対する所得税額</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 税額の計算</p> <table border="1"> <tr> <td>復興特別所得税額</td> <td>=</td> <td>基準所得税額</td> <td>×</td> <td>2.1%</td> </tr> </table> <p>○ 期間 …… 平成25年1月から25年間</p>	区分		基準所得税額	居住者	非永住者以外の居住者	全ての所得に対する所得税額	非永住者	国内源泉所得及び国外源泉所得のうち国内払のもの又は国内に送金されたものに対する所得税額	非居住者		国内源泉所得に対する所得税額	復興特別所得税額	=	基準所得税額	×	2.1%					
区分		基準所得税額																				
居住者	非永住者以外の居住者	全ての所得に対する所得税額																				
	非永住者	国内源泉所得及び国外源泉所得のうち国内払のもの又は国内に送金されたものに対する所得税額																				
非居住者		国内源泉所得に対する所得税額																				
復興特別所得税額	=	基準所得税額	×	2.1%																		

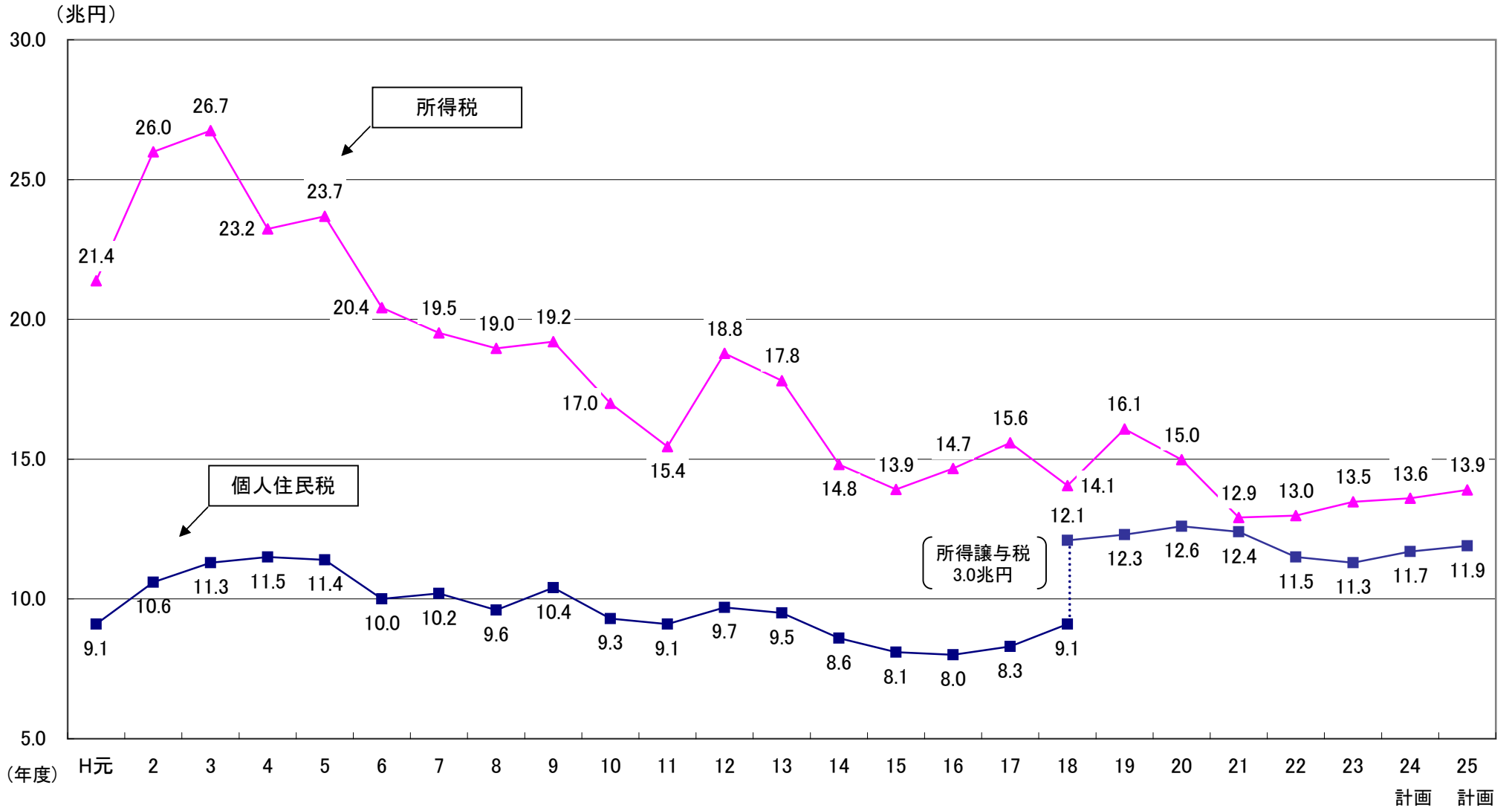
注 地方税関係資料ハンドブック(財団法人 地方財務協会)、総務省、財務省ホームページ資料により作成。

個人住民税の概要

項目	内容																									
趣旨等	<p>○ 個人住民税には、市町村民税と道府県民税がある。</p> <p>○ 個人住民税は、住所を有し、かつ一定の所得を有する個人に、その者が住む市区町村(都道府県)が負担を求めるもの。</p> <p>個人住民税</p> <ul style="list-style-type: none"> — 所得割 納税義務者の所得金額に応じた税額の負担を求めるもの — 均等割 一定の所得を有する者に定額の負担を求めるもの 																									
課税主体	○ 賦課期日(1月1日)現在の住所地の市(区)町村及び都道府県																									
納税義務者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">所得割</th> <th style="text-align: center;">均等割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 1月1日現在、市区町村・都道府県内に住所を有する個人</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>② 1月1日現在、市区町村・都道府県内に事務所、家屋敷を有する個人(①に該当する者を除く)</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">○ … 課税対象 × … 課税対象外</p>	区 分	所得割	均等割	① 1月1日現在、市区町村・都道府県内に住所を有する個人	○	○	② 1月1日現在、市区町村・都道府県内に事務所、家屋敷を有する個人(①に該当する者を除く)	×	○																
区 分	所得割	均等割																								
① 1月1日現在、市区町村・都道府県内に住所を有する個人	○	○																								
② 1月1日現在、市区町村・都道府県内に事務所、家屋敷を有する個人(①に該当する者を除く)	×	○																								
課税方式	○ 賦課課税方式(市町村が税額を計算、確定)																									
課税標準	○ (所得割)前年中の所得金額																									
税率	<p>(1) 所得割額</p> <p><総合課税分></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3" style="text-align: center;">標準税率</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">都道府県</th> <th style="text-align: center;">市町村</th> <th style="text-align: center;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一 律</td> <td style="text-align: center;">4 %</td> <td style="text-align: center;">6 %</td> <td style="text-align: center;">10 %</td> </tr> </tbody> </table> <p><分離課税分></p> <p>(例) 課税長期譲渡所得金額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">都道府県</th> <th style="text-align: center;">市町村</th> <th style="text-align: center;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一 律</td> <td style="text-align: center;">2%</td> <td style="text-align: center;">3 %</td> <td style="text-align: center;">5 %</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 均等割額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">標準税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">都道府県</td> <td style="text-align: center;">1,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市町村</td> <td style="text-align: center;">3,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 個人住民税均等割税率の改正(平成23年度改正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内容 均等割 年1,000円上乘せ(県 500円、市 500円) ○ 期間 平成26年度から平成35年度までの10年間 		標準税率			都道府県	市町村	合計	一 律	4 %	6 %	10 %		都道府県	市町村	合計	一 律	2%	3 %	5 %		標準税率(年額)	都道府県	1,000 円	市町村	3,000 円
	標準税率																									
	都道府県	市町村	合計																							
一 律	4 %	6 %	10 %																							
	都道府県	市町村	合計																							
一 律	2%	3 %	5 %																							
	標準税率(年額)																									
都道府県	1,000 円																									
市町村	3,000 円																									

注 地方税関係資料ハンドブック(財団法人 地方財務協会)、総務省ホームページ資料等により作成。

所得税、個人住民税の税収の推移



社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年 8 月 10 日成立）の抜粋

第七条 第二条及び第三条の規定により講じられる措置のほか、政府は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第百四条第一項及び第三項に基づく平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。

二 個人所得課税については、次に定めるとおり検討すること。

イ 金融所得課税については、平成二十六年一月から所得税並びに個人の道府県民税及び市町村民税（二において「個人住民税」という。）をあわせて百分の二十の税率が適用されることを踏まえ、その前提の下、平成二十四年度中に公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算の範囲の拡大を検討する。

ロ 給与所得控除については、給与所得者の必要経費に比して過大となっていないかどうか等の観点から、実態を踏まえつつ、今後、その在り方について検討する。

ハ 年金課税の在り方については、年金の給付水準や負担の在り方など今後の年金制度改革の方向性も踏まえつつ、見直しを行う。

二 個人住民税については、地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の基本的性格（(2)において「地域社会の会費的性格」という。）を踏まえ、次に定める基本的方向性により検討する。

(1) 税率構造については、応益性の明確化、税源の偏在性の縮小及び税収の安定性の向上の観点から、平成十九年度に所得割の税率を比例税率（一の率によって定められる税率をいう。以下(1)において同じ。）とした経緯を踏まえ、比例税率を維持することを基本とする。

(2) 諸控除の見直しについては、地域社会の会費的性格をより明確化する観点から、個人住民税における所得控除の種類及び金額が所得税における所得控除の種類及び金額の範囲内であること並びに個人住民税における政策的な税額控除が所得税と比較して極めて限定的であることを踏まえるとともに、所得税における諸控除の見直し及び低所得者への影響に留意する。

(3) 個人住民税の所得割における所得の発生時期と課税年度の関係の在り方については、番号制度の導入の際に、納税義務者、特別徴収義務者及び地方公共団体の事務負担を踏まえつつ、検討する。

所得税、個人住民税の税率構造

所得税			個人住民税	
課税所得		税率	課税所得	税率
～	195万円以下	5%	一律 ※減額措置 全世帯において人的控除の差を考慮した減額 措置を実施	10%
195万円超	～ 330万円以下	10%		
330万円超	～ 695万円以下	20%		
695万円超	～ 900万円以下	23%		
900万円超	～ 1,800万円以下	33%		
1,800万円超	～	40%		

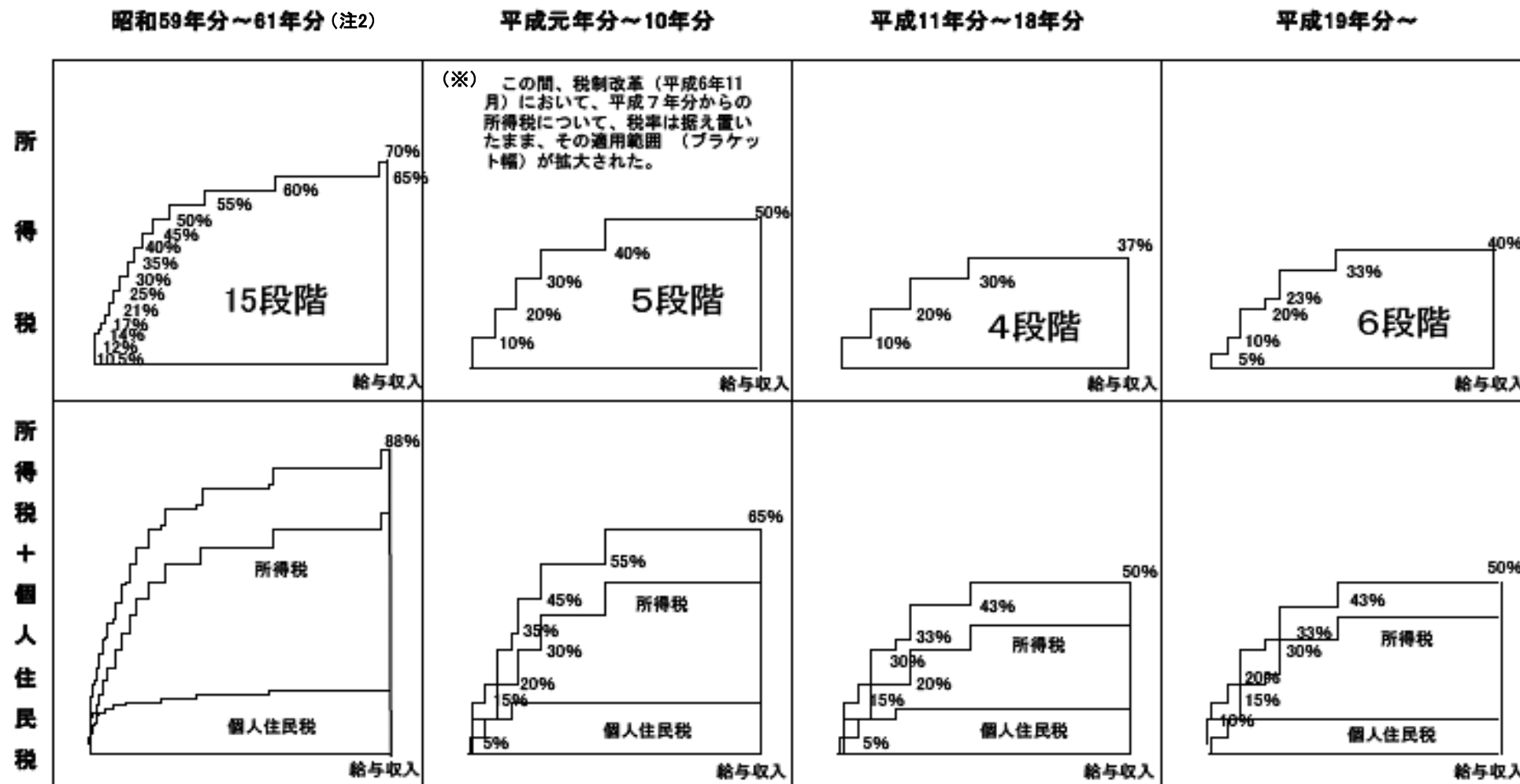
※（所得税）

平成27年分の所得から、課税所得4,000万円を超える部分の税率を45%に引き上げ。

注 財務省ホームページにより作成。

所得税、個人住民税の税率の推移

資料 5



注1 財務省ホームページにより作成。

2 昭和62年分の所得税の税率は、10.5、12、16、20、25、30、35、40、45、50、55、60%の12段階（住民税（63年度）の最高税率は16%、住民税と合わせた最高税率は76%）。

3 平成27年分の所得から、課税所得4,000万円を超える部分の税率を45%に引き上げ。

所得控除の概要

資料6

種類	控除額		対象	備考		
	所得税	個人住民税				
基礎的な人的控除	基礎控除	38万円	33万円	本人		
	配偶者控除	配偶者	38万円	33万円	生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下である配偶者を有する者	
		老人配偶者	48万円	38万円	年齢が70歳以上の控除対象配偶者を有する者	
		配偶者特別控除	最高38万円	最高33万円	生計を一にし、かつ、年間所得が38万円超76万円未満である配偶者を有し、本人の年間所得が1,000万円以下である者	
	扶養控除	扶養親族	38万円	33万円	年齢が16歳以上19歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親族を有する者	
		特定扶養親族	63万円	45万円	年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族を有する者	
		老人扶養親族	48万円	38万円	年齢が70歳以上の扶養親族を有する者	同居老親等加算あり
		障害者控除	27万円	26万円	本人又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者である場合	
特別な人的控除	特別障害者	特別障害者	40万円	30万円	上記の者が特別障害者である場合	
		同居特別障害者	75万円	53万円	特別障害者の控除対象配偶者又は扶養親族と同居を常況としている者	
		寡婦控除	27万円	26万円	① 夫と死別した者で、かつ年間所得が500万円以下である者 ② 夫と死別または離婚した者で、かつ、扶養親族を有する者	特別寡婦加算あり
	寡夫控除	27万円	26万円	妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有し、かつ、年間所得が500万円以下である者		
	勤労学生控除	27万円	26万円	本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等で、年間所得が65万円以下かつ給与所得等以外が10万円以下である者		
その他控除	雑損控除	次のいずれか多い方の金額 ① (災害損失額+災害関連支出) - 年間所得金額 × 10% ② 災害関連支出 - 5万円		① 住宅家財等について災害、盗難、横領による損失を生じた場合 ② 災害関連支出がある場合		
	医療費控除	(支払った医療費) - (年間所得金額) × 5% ※10万円超の際は10万円		納税者又は納税者と生計を一にする配偶者等の医療費	控除限度額は200万円	
	社会保険料控除	支払った保険料の額		社会保険料		
	小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金の額		小規模企業共済掛金 等		
	生命保険料控除	最高各4万円	最高各2.8万円	生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料		
	地震保険料控除	最高5万円	最高2.5万円	地震保険料		
	寄附金控除	次のいずれか低い方の金額 (① 特定寄附金の合計) (② 年間所得金額 × 40%)	-2千円	税額控除あり	特定寄附金を支出した場合	所得税は税額控除と選択可能

注 本表の所得控除は、平成24年分の所得税及び平成25年度分の個人住民税に適用されるものである。

世帯別の課税最低限及び非課税限度額

(単位：万円)

区 分		所得税	個人住民税（所得割）		
		課税最低限	課税最低限	非課税限度額	
給与所得者	夫母子2人（高校生・大学生）		325.0	270.0	<u>271.4</u>
	夫母子2人（中学生・大学生）		261.6	215.0	<u>271.4</u>
	夫母子1人（高校生）		220.0	195.0	<u>221.4</u>
	夫婦のみ		156.6	145.5	<u>170.0</u>
	単身		114.4	<u>108.8</u>	100.0
公的年金等 受給者	単身	65歳以上	162.5	<u>157.1</u>	155.0
		65歳未満	112.5	<u>107.1</u>	105.0
	夫婦	65歳以上	205.3	194.6	<u>222.0</u>
		65歳未満	163.8	149.4	<u>186.0</u>

- 注1 地方税関係資料ハンドブック（平成24年）、財務省ホームページ等により作成。
 2 給与所得者の場合、夫婦のうちいずれか一方のみが給与所得を得ているケースである。
 3 中学生は15歳以下で控除なし、高校生は16歳以上19歳未満の一般扶養親族、大学生は19歳以上23歳未満の特定扶養親族に該当するものとしている。
 4 個人住民税（所得割）については、課税最低限又は非課税限度額のうち、大きい方（下線付き）が適用となる。

個人所得課税の国際比較

区分		国名		アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
		日本					
		(昭和61年度)	(平成25年度)				
国税収入に占める個人所得課税(国税)収入の割合		39.3%	30.3%	(連邦) 67.1%	37.9%	38.2%	33.5%
国民所得に占める個人所得課税(国税)負担割合 [地方税を含めた場合]		6.3% [9.0%]	4.0% [7.3%]	7.7% [含む州・地方政府 10.0%]	12.9%	9.5% [11.5%]	9.7%
税率	最低税率(所得税)	10.5%	5%	10%	20%	14%	5.5%
	最高税率(所得税) [地方税等を含めた場合]	70% [78%]	40% [50%]	39.6% [約52.296%]	50%	45% [47.475%]	45% [53%]
税率の刻み数 [地方税等の税率の刻み数]		15 [14]	6 [1]	7 [8, 5]	3	—	5 [1]

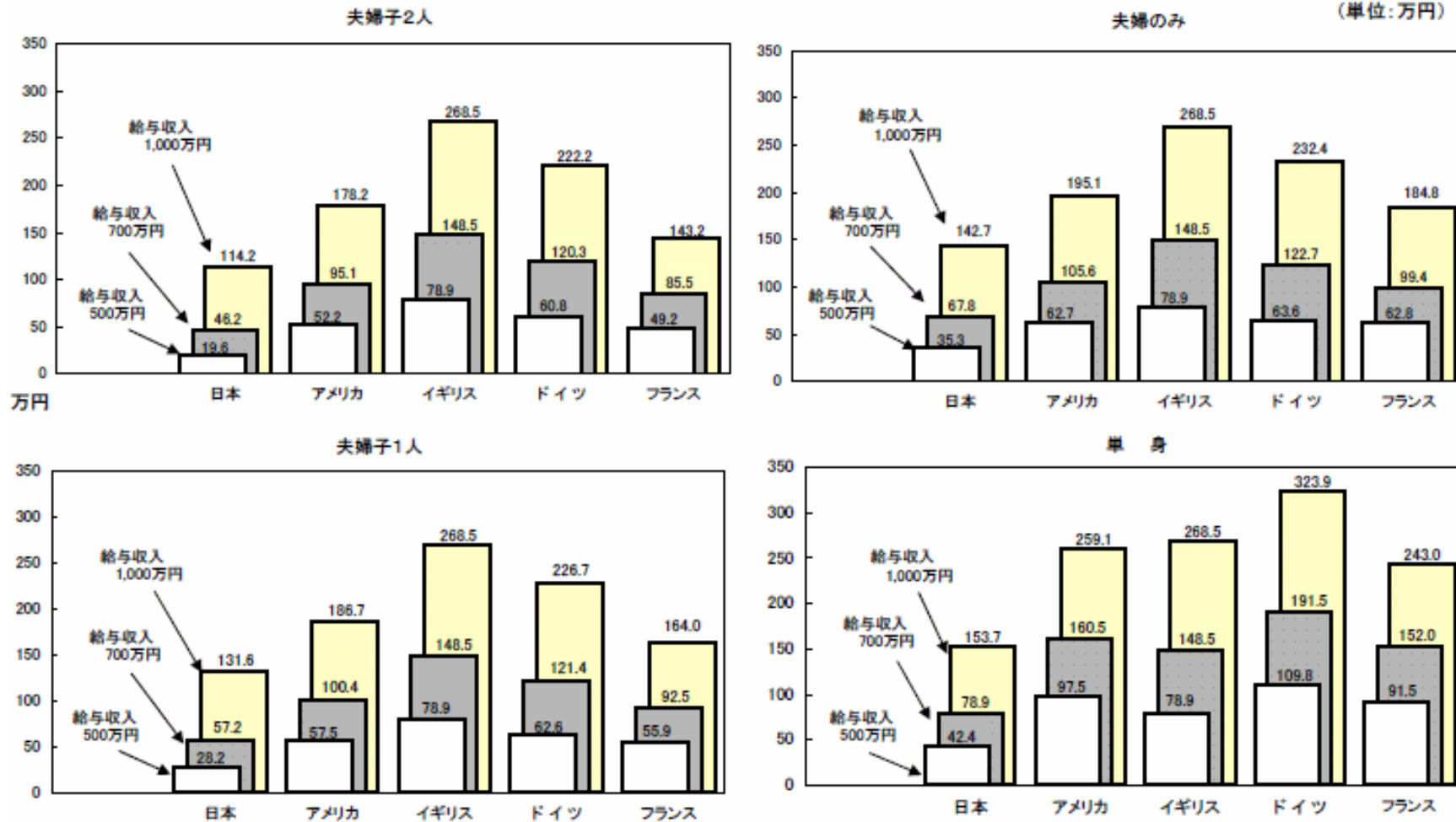
注1 財務省ホームページにより作成。

- 日本については、25年度の「個人所得課税収入の割合」及び「個人所得課税負担割合」は当初予算ベースであり、61年度の「地方税等を含めた最高税率」は賦課制限適用後の税率である。
- 「個人所得課税(国税)収入の割合」及び「個人所得課税(国税)負担割合」は、個人所得に課される租税に係るものであり、所得税の他、ドイツについては連帯付加税(算出税額の5.5%)、フランスについては社会保障関連諸税(原則として計8%)が含まれている。なお、ドイツについては連邦税、州税及び共有税(所得税、法人税及び付加価値税)のうち連邦及び州に配分されるものについての税収を国税収入として算出している。
- 「税率」・「税率の刻み数」における地方税等については、アメリカはニューヨーク市の場合の州税・市税、ドイツは連帯付加税、フランスは社会保障関連諸税を含んでいる。税率の刻み数におけるアメリカの地方税等の税率の刻み数は、州税が8、市税が5である。なお、ドイツでは、税率ブラケットは存在せず、方程式方式により所得税額の計算を行っている。
- 諸外国は2013年1月適用の税法に基づく。
- イギリスにおける2013年4月からの所得税の最高税率は45%である。
- 諸外国の個人所得課税収入の割合及び個人所得課税負担割合は、OECD“Revenue Statistics 1965-2011”及び同“National Accounts”に基づく2010年の数値。なお、端数は四捨五入している。

給与収入階級別の個人所得課税負担額の国際比較

(2013年1月現在)

資料 9



備考 本資料においては、統一的な国際比較を行う観点から、諸外国の税法に記載されている様々な所得控除や税額控除のうち、一定の家族構成や給与所得を前提として実際の税額計算において一般的に考慮されているもののみを考慮して、個人所得課税負担額を計算している。従ってイギリスの勤労税額控除（全額給付）等は計算に含めていない。

注1 財務省ホームページより抜粋。

- 個人所得課税には、所得税及び個人住民税等（フランスでは、所得税とは別途、収入に対して社会保障関連諸税（一般社会税等）が定率（現在、合計8%）で課されている。）が含まれる。なお、フランスでは、別途、財政赤字を解消するまでの措置として、一時的に発生した高額所得に対する所得課税（最高税率4%）を2012年より導入している（上記表中においてはこれを加味していない）。
- 日本においては、夫婦1人の場合、子は一般扶養親族（夫婦2人の場合、子のうち1人が特定扶養親族、1人が一般扶養親族）、アメリカにおいては子が17歳以上に該当するものとしている。
- 日本については、2015年分（平成27年分）以後の最高税率の引上げ（課税所得4000万円超について45%の税率を創設）（25年度改正）を加味していない。
- 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの個人住民税の例としては、ニューヨーク州の個人所得税を採用している。
- 邦貨換算レート：1ドル=81円、1ポンド=130円、1ユーロ=104円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成24年（2012年）11月中における実勢相場の平均値）。なお、端数は四捨五入している。

課税単位の類型

(2013年1月現在)

類 型		考 え 方
個 人 単 位		稼得者個人を課税単位とし、稼得者ごとに税率表を適用する。 (実施国：日本、イギリス。アメリカ、ドイツは選択制)
夫婦単位又は世帯単位	合算分割課税	夫婦を課税単位として、夫婦の所得を合算し均等分割(2分2乗)課税を行う。具体的な課税方式としては、次のとおり ○ 独身者と夫婦に対して同一の税率表を適用する単一税率表制度 (実施国：ドイツ) ○ 異なる税率表を適用する複数税率表制度 (実施国：アメリカ (夫婦共同申告について夫婦個別申告の所得のブラケットを2倍にしたブラケットの税率表を適用した実質的な2分2乗制度))
	不均等分割法 (N分N乗課税)	夫婦及び子供(家族)を課税単位とし、世帯員の所得を合算し、不均等分割(N分N乗)課税を行う。 (実施国：フランス (家族除数制度))
	合算非分割課税	夫婦を課税単位として、夫婦の所得を合算し非分割課税を行う。

注1 財務省ホームページにより作成。

2 イギリスは、1990年4月6日以降、合算非分割課税から個人単位の課税に移行した。

3 アメリカ、ドイツでは、夫婦単位と個人単位との選択制となっている。

4 諸外国における民法上の私有財産制度について

(1) アメリカ：連邦としては統一的な財産制は存在せず、財産制は各州の定めるところに委ねており、多くの州では夫婦別産制を採用しているが、夫婦共有財産制を採用している州もある。

(2) イギリス：夫婦別産制。1870年及び1882年の既婚女性財産法 (Married Women's Property Act 1870, 1882) により夫婦別産制の原則が明らかとなり、1935年の法律改革 (既婚女性及び不法行為者) 法 (Law Reform (Married Women and Tortfeasors) Act 1935) によって夫婦別産制が確立したとされる。

(3) ドイツ：原則別産制。財産管理は独立に行えるが、財産全体の処分には他方の同意が必要。

(4) フランス：財産に関する特段の契約なく婚姻するときは法定共通制 (夫婦双方の共通財産と夫又は妻の特有財産が併存する) 。

主要国における配偶者及び被扶養親族に対する主な税制上の配慮措置

(2013年1月現在)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税単位	個人単位課税	個人単位課税と夫婦単位課税の選択制	個人単位課税	個人単位課税と夫婦単位課税の選択制	世帯単位課税(N分N乗方式)
(参考) 私有財産制度	夫婦別産制	州によって異なる (多くは夫婦別産制)	夫婦別産制	原則夫婦別産制	法定共通制(注5)
納税者本人に係る 控除等	基礎控除 [38万円]	人的控除 [32万円]	基礎控除 [105万円]	税率不適用所得 [85万円]	税率不適用所得 [62万円]
配偶者に係る控除 等	配偶者控除 [38万円]	人的控除 [32万円]	なし(注2)(注3)	税率不適用所得 [85万円] (夫婦単位課税)]	税率不適用所得 [62万円] (世帯単位課税)]
被扶養親族に係る 控除等	扶養控除 16歳以上の扶養親族 38万円 特定扶養親族(19歳以上23 歳未満) 63万円 老人扶養親族(70歳以上) 48万円	被扶養者に係る人的控除あり [32万円] また、一定の要件(所得、 年齢等)の下、子について は、児童税額控除(給付付 き)を受けることができ る。 [17歳未満、8万円*]	なし(注3) ただし、一定の要件(所 得、年齢等)の下、子につ いては、児童税額控除(全 額給付)を受けることがで きる。 [16歳未満、7万円*(注4)]	なし ただし、18歳未満及び一定 の要件を満たす18歳以上の 子については、児童控除 (児童手当(23万円)との選 択)を受けることができ る。 [児童控除の額は子供1人 につき73万円]	なし ただし、21歳未満及び一定 の要件を満たす21歳以上の 子については、合算課税 (世帯単位課税)を適用でき る(注6) [家族除数1につき税率不 適用所得62万円]

- * 納税者の所得に応じて金額が変動するもの。
- 備考 各国の控除等については、一般的に適用される控除等について、原則の適用要件と、その際の1人当たりの最大金額を記している。
邦貨換算レートは、1ドル=81円、1ポンド=130円、1ユーロ=104円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成24年(2012年)11月中における実勢相場の平均値)。なお、端数は四捨五入している。
- 注1 財務省ホームページにより作成。
- 2 イギリスにおける夫婦者税額控除は2000年度に原則廃止。ただし、経過措置あり。
- 3 イギリスでは、一定の要件(労働時間、年齢等)の下、全額給付の税額控除として、勤労税額控除が認められており、配偶者を有する者又は子を有する单身者に対して最大24万円の加算措置がある。
- 4 イギリスにおける児童税額控除は、低所得世帯に対して子1人当たり最大35万円増額される。
- 5 フランスでは、財産に関する特段の契約なく婚姻するときは法定共通制(夫婦双方の共通財産と夫又は妻の特有財産が並存する)。
- 6 フランスでは、家族除数(N)は単身者の場合1、夫婦者の場合2、夫婦子1人の場合2.5、夫婦子2人の場合3、以下被扶養児童が1人増すごとに1を加算する。
なお、家族除数(N)による調整を受けられない成人した子については、扶養費用を所得控除(最大59万円)できる。

わが国及び欧米諸国の生命保険料、損害保険料及び地震保険料控除制度の概要

(2013年1月現在)

日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
<p>生命保険及び地震保険に係る保険料を支払った場合には一定の保険料控除が認められる。</p> <p>(注) 平成18年末までに締結した一定の長期損害保険契約については保険料控除が認められる。</p>	<p>保険料控除は認められない。</p>	<p>保険料控除は認められない。</p>	<p>生命保険又は損害保険（対人のみ）に係る保険料を支払った場合には、社会保険料等と併せて、実額による一定の保険料控除が認められる（給与所得者は、社会保険料等に対する一定の概算控除も認められる。）。</p>	<p>原則として、保険料控除は認められない。</p>

注 財務省ホームページにより作成。

主要国における公的年金税制

(2013年1月現在)

			日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
拠出段階	給与 所得者	事業主負担分	損金算入	損金算入	損金算入	損金算入	損金算入
		被用者に対する給与課税	なし	なし	なし	なし	なし
		本人負担分	控除あり(全額)	控除なし	控除なし	控除あり (限度額あり) ^(注3)	控除あり(全額)
	事業 所得者	本人負担分	控除あり(全額)	1/2所得控除	控除なし	控除あり (限度額あり) ^(注3)	控除あり(全額)
給付段階	老齢年金		課税	一部課税 ^(注2)	課税	一部課税 ^(注4)	課税
	遺族年金		非課税	一部課税 ^(注2)	課税	一部課税 ^(注4)	課税
	障害年金		非課税	一部課税 ^(注2)	課税	一部課税 ^(注4)	課税
	所得計算上の特例措置		控除あり	所得算入の特例あり ^(注2)	特例なし	所得算入の特例及び 控除あり ^(注4)	控除あり ^(注5)

注1 財務省ホームページにより作成。

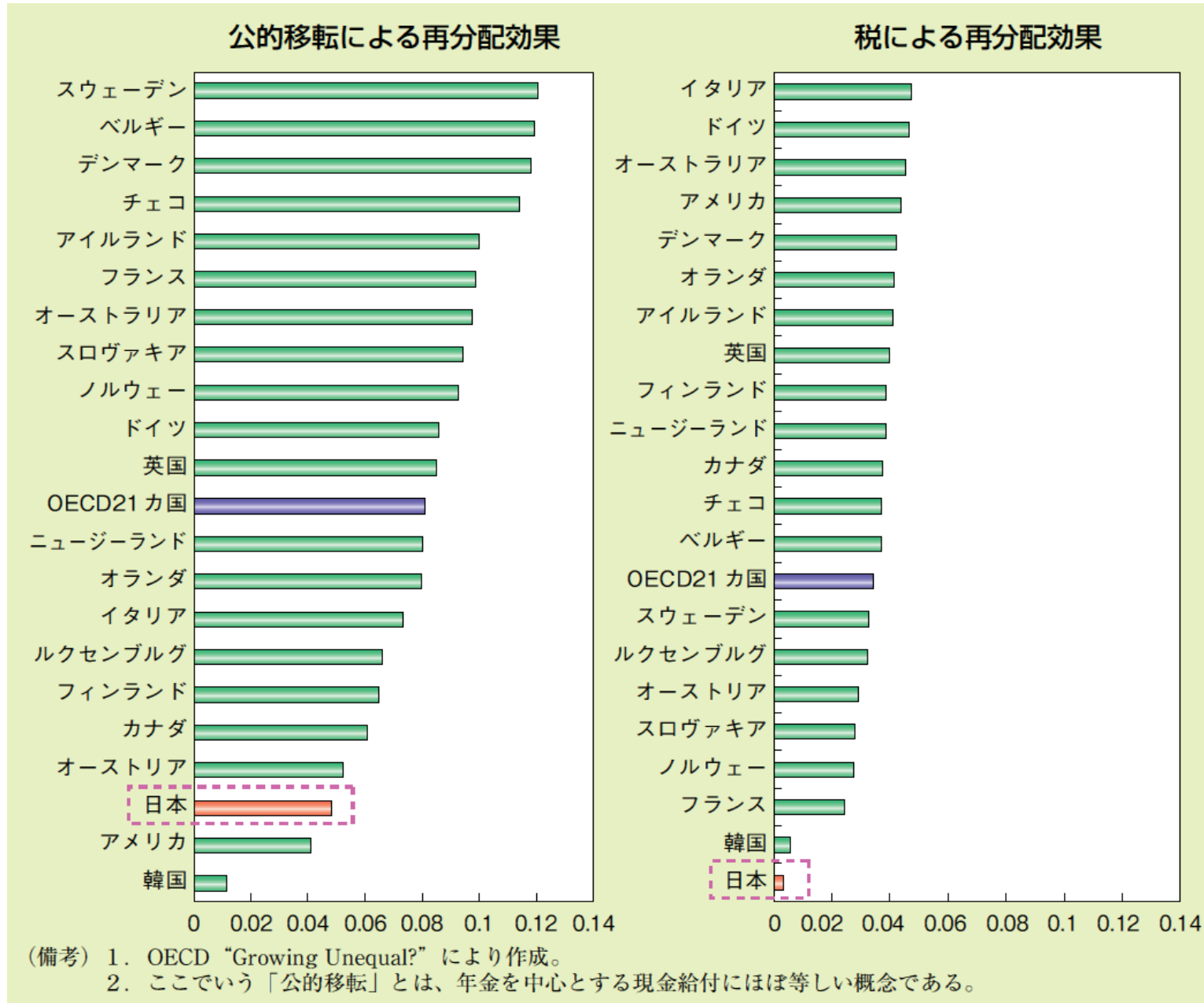
2 公的年金の一部(50%)は、原則として総所得に算入される。ただし、当該公的年金及びそれ以外の所得を勘案して税法に定められた暫定所得(provisional income)が一定水準未満の場合は、公的年金は総所得に算入されず、また暫定所得が一定水準以上の場合は、総所得に算入される公的年金は増額される(最大85%)。

3 年金保険料及び疾病保険、介護保険等の社会保険制度に対する社会保険料と生命保険料の合計額に対する実額控除(ただし、限度額あり)又は概算控除が認められる(ただし、概算控除は給与所得者の源泉徴収段階のみ適用)。

4 受給が開始された年度に応じて、給付額の一定部分が課税対象となる(受給開始が2005年以前の納税者は課税対象となる割合が50%、2006年以降の納税者は50%から毎年上昇)。また、当該部分について、他の一定の年金給付の課税対象部分と併せて、年102ユーロ(1.1万円)の控除が認められる。

5 年金額に対する10%の控除(最低控除額374ユーロ(3.9万円)、控除限度額3,660ユーロ(38.1万円))が認められる。

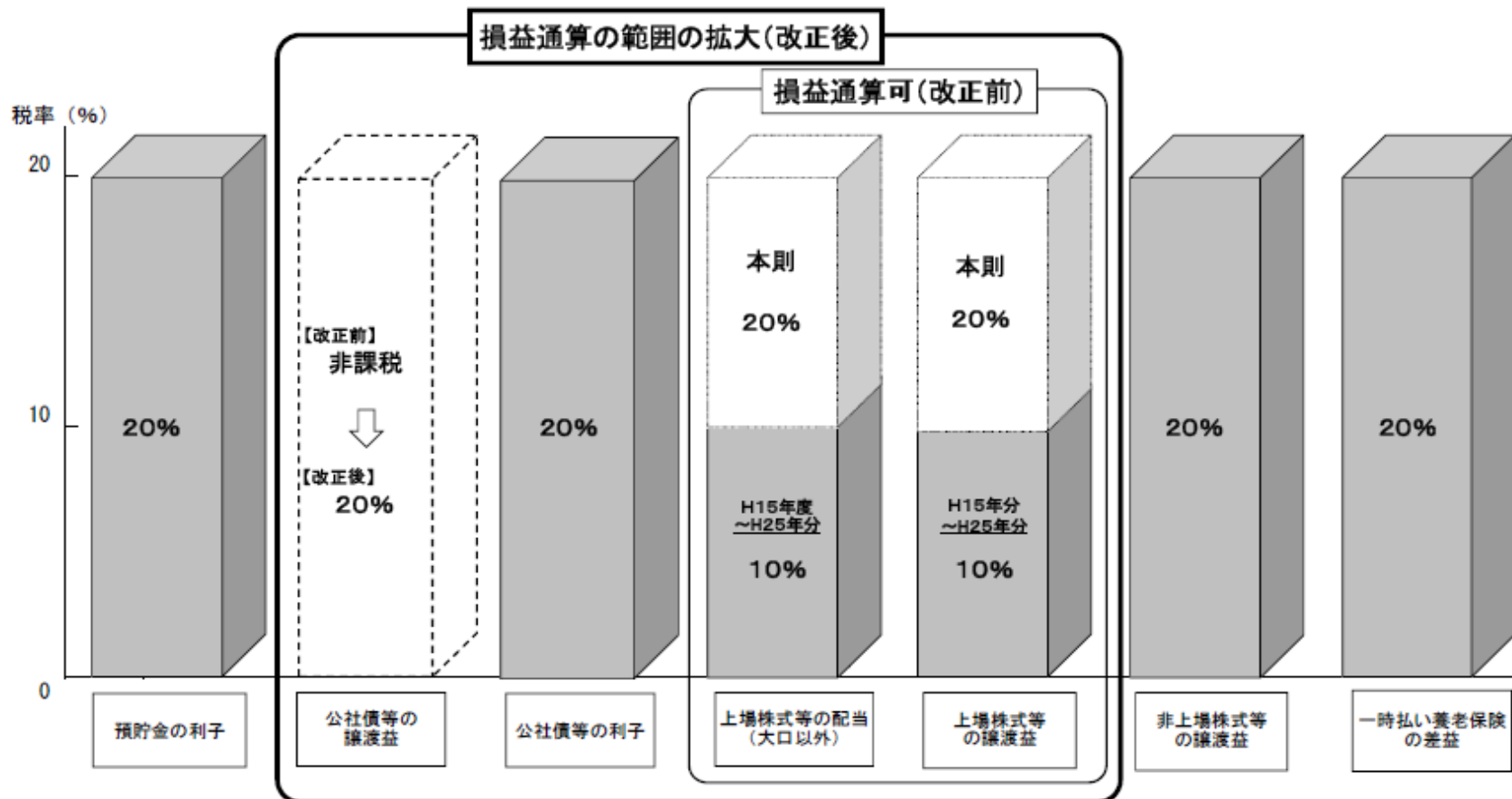
備考 邦貨換算レートは、1ユーロ=104円(裁定外国為替相場：平成24年(2012年)11月中における実勢相場の平均値)。なお、端数は四捨五入している。



注1 「平成21年度年次経済財政報告（経済財政政策担当大臣報告）－危機の克服と持続的回復への展望－」（平成21年7月内閣府）より抜粋。
注2 表の数値は、「集中度係数」の数値である。「集中度係数」は、ジニ係数と同様の方法で算出されるが、個人の稼得所得ではなく、世帯の等価可処分所得を基に所得区分を分けている点異なる。なお、所得等の用語の定義は“Growing Unequal?” (OECD)に基づく。

金融所得課税の一体化の拡充（平成25年度改正）

- 税負担に左右されずに金融商品を選択できるように、税率等の課税方式を均衡化することが適当。
- 金融商品間の垣根が低くなり、金融商品からのキャッシュフローを様々な所得分類に加工可能となっており、税率等の課税方式を均衡化することが公正・中立・簡素の観点から必要。



- 注1 「平成25年度改正関係参考資料（金融・証券税制関係）」（財務省ホームページ）より抜粋。
- 2 上記のほか、「定期積金の給付補てん金」や「抵当証券の利息」等も20%源泉分離課税とされている。
- 3 税率20%の場合は所得税15%、住民税5%であり、税率10%の場合は所得税7%、住民税3%である。
- 4 10%の軽減税率の特例は、平成15年度改正（平成15年分～平成19年分）で創設、平成19年度改正（～平成20年分）、平成21年度改正（～平成23年分）及び平成23年度改正（～平成25年分）においてそれぞれ延長され、平成25年12月31日をもって廃止。
- 5 平成28年1月1日から適用。

基本理念

- 個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報の保護に十分に配慮しつつ、**社会保障制度、税制、災害対策に関する分野**における利用の促進を図るとともに、他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならない（第3条第2項）。

個人番号

- 市町村長は、法定受託事務として、**住民票コードを変換して得られる個人番号**を指定し、**通知カード**により本人に通知（第7条第1項）。盗用、漏洩等の被害を受けた場合等に限り変更可（第7条第2項）。中長期在留者、特別永住者等の外国人住民も対象。
- **個人番号の利用範囲を法律に規定**（第9条）。①国・地方の機関での社会保障分野、国税・地方税の賦課徴収及び防災等に関する事務での利用、②当該事務に係る申請・届出等を行う者（代理人・受託者含む）が事務処理上必要な範囲での利用、③災害時の金融機関での利用に限定。
- 番号法に規定する場合を除き、**他人に個人番号の提供を求めることは禁止**（第15条）。本人から個人番号の提供を受ける場合、個人番号カードの提示を受ける等の**本人確認を行う必要**（第16条）。

個人番号カード

- 市町村長は、**顔写真付きの個人番号カードを交付**（第17条第1項）。この場合、通知カードの返納を受ける。
- ①市町村は条例で定めるところにより、②政令で定めるもの（民間事業者等）は政令で定めるところにより、総務大臣が定める安全基準に従って、**ICチップの空き領域を利用することができる**（第18条）。※民間事業者については、当分の間、政令で定めないものとする。

個人情報保護

- 番号法の規定によるものを除き、**特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の収集・保管**（第20条）及び**特定個人情報ファイルの作成を禁止**（第28条）。
- **特定個人情報の提供は原則禁止**。ただし、行政機関等が**情報提供ネットワークシステムを使用しての提供**など、番号法に規定するもの限り可能（第19条）。※民間事業者は、情報提供ネットワークシステムを使用できない。
- 情報提供ネットワークシステムで情報提供を行う際の連携キーとして個人番号を用いない等、**個人情報の一元管理ができない仕組み**を構築。
- 国民が自宅のパソコンから情報提供等の記録を確認できる仕組み（**マイ・ポータル**）の**提供**（附則第6条第5項）、**特定個人情報保護評価の実施**（第27条）、**特定個人情報保護委員会の設置**（第36条）、**罰則の強化**（第67条～第77条）など、十分な個人情報保護策を講じる。

法人番号

- 国税庁長官は、法人等に法人番号を通知（第56条）。**法人番号は原則公表**。※民間での自由な利用も可。

検討等

- 法施行後3年を目途として、**個人番号の利用範囲の拡大**について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずる。
- 法施行後1年を目途として、**特定個人情報保護委員会の権限の拡大等**について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

注1 「番号法案についての都道府県・指定都市担当課長説明会」（平成25年3月21日）資料より作成。

注2 番号関連4法とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、地方公共団体情報システム機構法、内閣法等の一部を改正する法律。

主要国における税務面で利用されている番号制度の概要

(2013年1月現在)

		番号の種類	適用業務	付番者(数) ^(注3)	人口(注5) (2011年現在)	付番維持管理機関	現行の付番根拠法	税務目的 利用開始年
社会 保障 番号 を 活用	イギリス	国民保険番号(9桁)	税務(一部) ^(注2) 、 社会保険、年金等	非公表	6,274万人	雇用年金省 歳入関税庁	社会保障法	1961年
	アメリカ	社会保障番号(9桁)	税務、社会保険、 年金、選挙等	約4億5,370万人 (累計数)	3億1,159万人	社会保障庁	社会保障法	1962年
	カナダ	社会保険番号(9桁)	税務、失業保険、 年金等	約4,188万人 (累計数)	3,448万人	人的資源・技能開発省	雇用保険法	1967年
住民 登録 番号 を 活用	スウェーデン	住民登録番号(10桁)	税務、社会保険、住民登録、 選挙、兵役、諸統計、教育等	全住民	945万人	国税庁	個人登録に関する 法律	1967年
	デンマーク	住民登録番号(10桁)	税務、年金、住民登録、 選挙、兵役、諸統計、教育等	全住民	557万人	内務省 中央個人登録局	個人登録に関する 法律	1968年
	韓国	住民登録番号(13桁)	税務、社会保険、年金、 住民登録、選挙、兵役、 諸統計、教育等	全住民	5,011万人	行政安全部	住民登録法	1968年
	フィンランド	住民登録番号(10桁)	税務、社会保険、住民登録等	全住民	539万人	財務省 住民登録局	住民情報法	1960年代
	ノルウェー	住民登録番号(11桁)	税務、社会保険、住民登録、 選挙、兵役、諸統計、教育等	全住民	495万人	国税庁 登録局	人口登録制度に関する 法律	1971年
	シンガポール	住民登録番号 (1文字+8桁)	税務、年金、住民登録、 選挙、兵役、車両登録等	全住民	518万人	内務省 国家登録局	国家登録法	1995年
	オランダ	市民サービス番号(9桁)	税務、社会保険、年金、 住民登録等	全住民	1,669万人	内務省	市民サービス番号法	^(注6) 2007年
税務 番号	イタリア	納税者番号 (6文字+10桁)	税務、住民登録、選挙、 兵役、許認可等	約6,323万人	6,074万人	経済財政省	納税者登録及び納税義務者 の納税番号に関する大統領令	1977年
	オーストラリア	納税者番号(9桁)	税務、所得保障等	約3,099万人 ^(注4) (累計数)	2,262万人	国税庁	1988年度税制改正法	1989年
	ドイツ	税務識別番号(11桁)	税務	約8,100万人	8,178万人	連邦中央税務庁	租税通則法	2009年

注1 財務省ホームページより抜粋。

注2 イギリスでは、給与源泉徴収や個人非課税貯蓄など一部の税務で国民保険番号が利用されている。

注3 付番者数は、アメリカは2012年、ドイツは2008年、他の国は2007年の値。

注4 オーストラリアでは、個人及び法人に同一体系の納税者番号が適用されている。

注5 人口は“Monthly Bulletin of Statistics”(国際連合)による。

注6 オランダでは、もともと1986年に税務番号が導入され、1988年以後は、税務・社会保障番号として、税務・社会保障目的で利用されていた(財務省所管)。

※ フランスには、納税者番号制度はない。

市町村の税務部局による個人所得課税情報の名寄せ(番号制度導入前)

市町村の税務部局

【課税資料】

給与支払報告書※1
約4,700万人※2

提出

※1 税務署への源泉徴収票の提出を要しないとされている支払金額500万円以下(一部例外あり)の場合も、市町村には提出。
※2 給与収入のある者のうち納税義務者の数

公的年金等支払報告書※3
約1,200万人※4

提出

※3 税務署への源泉徴収票の提出を要しないとされている支払金額60万円以下(一部例外あり)の場合も、市町村には提出。
※4 公的年金収入のある者のうち納税義務者の数

確定申告書【写し】
約2,400万人

税務署より入手

住民税申告書

提出

氏名・住所・生年月日等により
名寄せ・突合・調査

【独自調査等による情報】

○所得控除に係る調査による情報

扶養控除・配偶者控除等の対象要件の調査など

○支払調書等の各種課税資料の調査による情報

原稿料・講演料等の支払調書の調査など

○給与支払報告書未提出事業所の調査による情報

未提出事業所に対する聴き取り・実地調査など

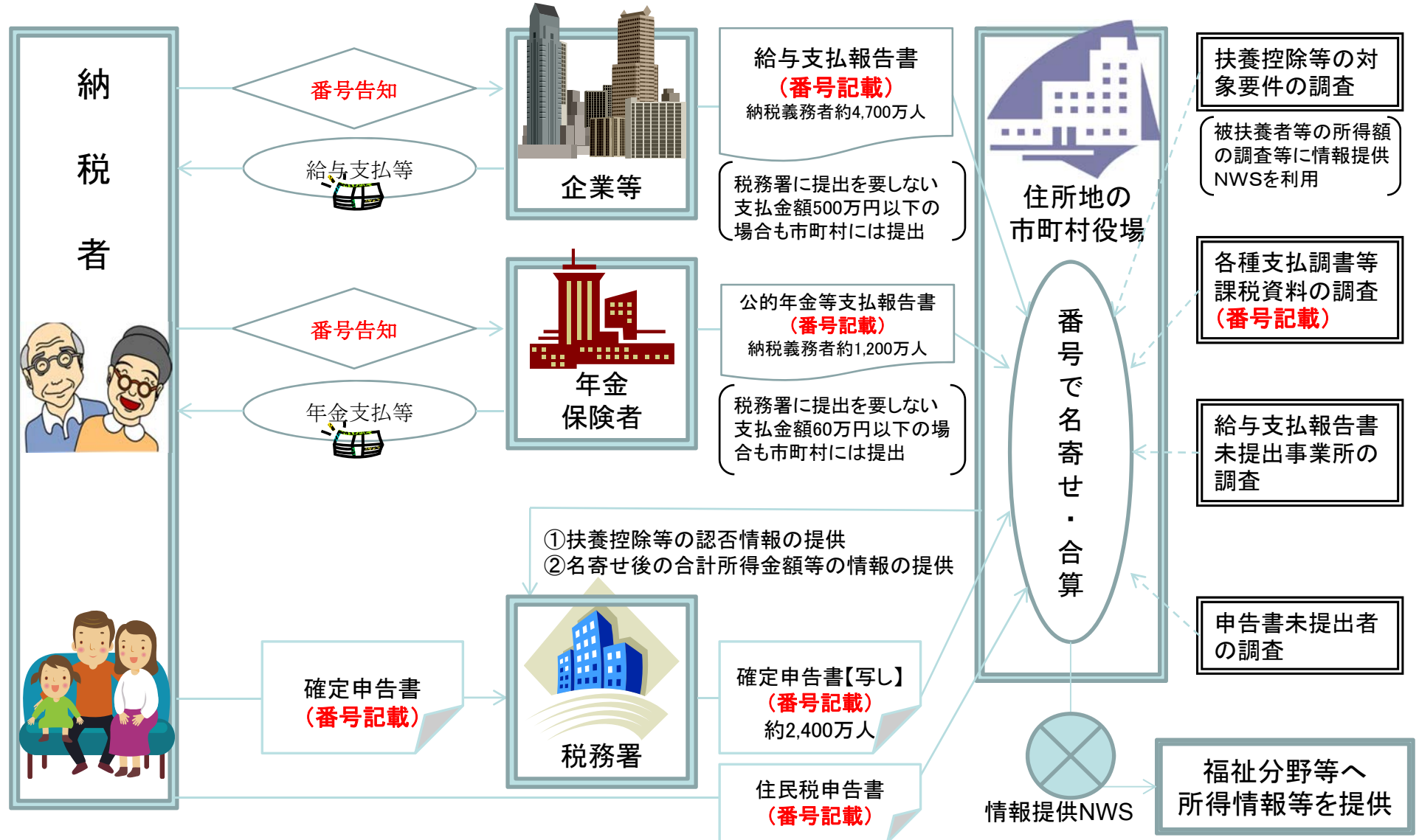
○申告書未提出者の調査による情報

申告書未提出者に対する聴き取り・実地調査など

- ・ 扶養親族が控除対象要件を満たしているかなどの情報を確認できる。
- ・ 市町村と税務署の間で、新たに捕捉した所得情報等については相互に情報交換

「番号制度」を個人住民税で利用する場合のイメージ

地方税分野では、確定申告書や住民税申告書の情報、給与支払報告書等の資料情報や、市町村の有する住民情報等を、番号をキーとして名寄せ・突合でき、納税者の所得情報をよりの確かつ効率的に把握することが可能となる。



※ 他の税目についても、番号制度導入により、納税義務者の現状把握が効率的に行えるようになることが期待。

注 「番号法案についての都道府県・指定都市担当課長説明会」（平成25年3月21日）資料より抜粋。